

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠正会（以下「当法人」という）定款第22条に規定する役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員・評議員及び評議員選任解任委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を勤務場所とし、週3日以上当法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬は、勤務実態に応じて次の通りの報酬を支給する

- (1) 理事長及び常勤役員については、当法人の業務執行状況に応じて次の報酬を支給することとする。

| 業務執行時間数 | 理事長 | 常勤役員 |
|----------------|-------------|-------------|
| 週32時間以上 | 月額 500,000円 | 月額 250,000円 |
| 週08時間以上 32時間未満 | 月額 250,000円 | 月額 100,000円 |
| 週08時間未満 | 月額 70,000円 | 月額 50,000円 |

- (2) 当法人職員を兼務する職員については、職員給与規程等にもとづき、職員給与・賞与・退職金等を支給する。
- (3) 非常勤役員は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しないため無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務の執行に当って負担した費用については、別に定める「非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員の旅費及び日当に関する規程」に基づいて旅費等を支給する。

- 2 役員等がこの法人の職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 理事長には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その方法は職員給与規程に準ずる。

(規程の変更)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を必要とする

附則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

この規則は、平成30年7月01日から施行する。